

中小企業等外国出願支援事業

< 目的 >

県内中小企業者等の諸外国での戦略的な産業財産権の取得促進

< 事業内容 >

外国出願(特許, 実用新案, 意匠, 商標)に要する経費の補助

◆ **補助率** 対象経費の2分の1以内

◆ **補助上限額**

(1) 1企業に対する1会計年度内の補助総額：300万円

(2) 1出願に対する補助総額

・ 特許：150万円

・ 実用新案, 意匠, 商標：60万円

・ 冒認対策商標：30万円

◆ **補助対象経費**

外国出願料, 翻訳費用, 現地代理人費用, 国内代理人費用 等

◆ **募集期間** 令和6年5月頃 (センターHPで案内します)

※応募の状況によっては, 2次募集等を実施

< 主要要件 >

- 鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者等
- 申請時点で既に日本国特許庁へ行っている出願であって、令和7年2月末日までに外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定があること
- 外国特許庁への出願と既に日本国特許庁へ行っている出願の出願名義人が同一であること
- 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られること又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できること
- 補助事業完了後5年間の状況調査に対し協力すること
- 審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める日までに必ず審査請求を行うこと